２．教員免許状の取得

（１）取得できる教員免許状の種類

学校教員養成課程の各専門領域で取得できる教員免許状は次のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">専門領域</td><td>小学校</td><td colspan="2">特別支援学校</td><td colspan="2">中学校</td><td>高等学校</td></tr>
<tr><td>１　種</td><td>１　種</td><td>２　種</td><td>１　種</td><td>２　種</td><td>１　種</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本語教育・教育学・心理学</td><td>◎</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国語・社会・英語・数学・理科・技術・家庭科・音楽・美術・保健体育</td><td>自教科</td><td rowspan="2">◎</td><td rowspan="2">△</td><td rowspan="2">○</td><td>◎</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>他教科</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別支援教育</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td>△</td><td>○</td><td>△</td></tr>
</table>

◎……卒業に必要な単位を修得することにより取得可能

○……他に必要な単位（４～２０単位未満）を修得することにより取得可能

△……他に必要な単位（２０単位以上）を修得することにより取得可能

取得希望免許の組み合せによっては，取得に必要な授業科目の開講状況により取得できなくなる場合もあるため，取得希望免許の教員ともよく相談し，履修計画を立てておくこと。

（２）教職実践演習，介護等体験および教育実習

小学校および中学校の教員免許を取得するためには，大学の講義・演習などの授業だけでなく，社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加し，上記のコース別に小・中学校や特別支援学校で実施する教育実習を履修して単位を修得しなければなりません。また，１年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を記録の上把握し，４年次秋学期に「教職実践演習」という４年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の１～６の内容を確認し，必要な手続き等をきちんと行い，体験・実習・演習に備えてください。

１　教職実践演習

教員免許状を取得するためには，４年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は，教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し，必要に応じて不足している知識や技能等を補い，その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては，１年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません（学務情報システムの「ポートフォリオ」にて入力）。また，履修にあたっては，原則として取得を希望する免許に関する教育実習の単位を修得していることが必要です。

２　介護等体験　（２年次受講）

小学校および中学校の教員免許状を取得するためには，１年次２月に実施する介護等体験のオリエンテーションに参加し，「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして２年次に２種類計７日間の介護等体験を行い，それぞれの体験が終了したら，体験先から『介護等体験の手引』（オリエンテーションで配布）に綴じ込んである「介護等体験証明書」に，体験を行った証明を受けてください。この「証明書」は，各自責任を持って保管し，教員免許状一括申請時（４年次）に提出してください。**「証明書」を紛失した場合は，再発行できないため再度，介護等体験の受講が必要となります。**

介護等体験計７日間の内訳は，原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	５日間	計７日間
特別支援学校での体験	２日間	

介護等体験の実施方法，教員免許状一括申請の具体的方法については別途指示します。

※なお，身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が１級から６級の者）については，介護等体験を行うことを要しません。また，特別支援教育専門領域の学生は，介護等体験が免除されます。

３　教育実習

① 教員免許状を取得するためには，次の教育実習の単位を修得しなければなりません。

教育実習の名称	単位数	対象の専門領域と各科目の履修要件
教育実習Ⅰ（小学校） （事前指導･事後指導を含む）	5	【対象の専門領域】 ・学校教員養成課程のすべての専門領域（必修） 【履修要件】 ・２年以上在学していること（休学期間を除く） ・修得単位が,「教育実地研究」を含めて６０単位以上であること ・ＧＰＡが２．０以上であること
教育実習Ⅱ（中学校） （事前指導･事後指導を含む）	3	【対象の専門領域】 ・教科の専門領域（国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育の各専門領域）（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること
教育実習Ⅲ（特別支援学校） （事前指導･事後指導を含む）	3	【対象の専門領域】 ・特別支援教育専門領域（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること ・「特別支援教育概論」,「知的障害児の教育」,「知的障害児の心理・生理・病理」,「肢体不自由児の教育」,「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から３科目以上の単位を修得していることが望ましい

※日本語教育・教育学・心理学，および特別支援教育専門領域の学生で，中学校または高等学校の教員免許状の取得を希望する学生は，該当する教科の教育実習Ⅱ（中学校）を履修しなければなりません。

※特別支援教育専門領域以外の学生で，特別支援学校の教員免許状の取得を希望する学生は，教育実習Ⅲ（特別支援学校）を履修しなければなりません。

※高等学校の教員免許状取得を目指す場合の教育実習の単位は，中学校の教育実習の単位を使うことができるので高等学校の教育実習は不要です。

※教育実習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの履修要件は，上記の要件以外に各専門領域が特定の履修要件（指定する授業科目の履修等）を定める場合，それを満たさなければなりません。（Ｐ．２７以降「３（４）専門領域科目」参照）

② 教育実習の詳細については，２年次（４月オリエンテーション時）に配布する『教育実習の手引』に記載されているので，よく読んでください。

③ 教育実習を履修するにあたって，受講する年度の前年の提出期間に「教育実習登録カード」を必ず提出してください。提出しないと翌年度の教育実習は受けられません。登録カードを提出後，記載内容に変更が生じた場合は，速やかに学務（教育実習担当）に変更内容を届け出てください。

【注】３年次の４月に教育実習Ｉの履修要件が満たされない場合には，教育実習は全て４年次以降に実施となります。教育実習Ｉは卒業研究の着手要件（Ｐ.１６）となっていることから，３年次に教育実習Ｉを履修できない場合は，４年次に卒業研究に着手できないため，卒業は延期となります。

4　教育実習・介護等体験等の履修における留意事項

学校現場に出向く全員必修の「教育実地研究（１年)」,「介護等体験（２年)」,「スクールデー実践（２年)」「教育実習（３年)」などの実習は，小・中学校，特別支援学校，介護施設等において行います。これらの科目等は必修であり,履修する学生は，日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯)」，あるいは，大学生協の「学生総合共済Ｇ1200 コースおよび学生賠償責任保険」に入学時に加入することが義務づけられています。

また，麻しん（はしか）については，麻しんの抗体を有していること，あるいは，麻しんの予防接種を２回受けていることが必要です。入学時に，次の①②のどちらかを証明する書類の提出を求めます。(コピー可)

① 麻しんの抗体を有していることの証明書（「抗体検査結果証明書」：令和３年４月以降に検査されたものに限ります。)

② 麻しんの予防接種を２回行っていることの証明書（「予防接種実施証明書」や「母子健康手帳（表紙と予防接種履歴がわかるページ)」等)

5　教員免許状取得までのスケジュール

４年次に教員免許状一括申請の申し込みをし，所定の書類を提出した場合は，卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期（４年次の４月）は必ず授業支援システム（ＬＭＳ）等にて確認してください。

なお，小学校および中学校の場合は，**介護等体験の実施証明書（原本）**が必要となります。

	介護等体験 特別支援教育専門領域の学生を除く	小学校の教員免許状を取得する場合 （　全　員　）	中学校・高等学校の教員免許状を取得する場合		特別支援学校の教員免許状を取得する場合	
			特別支援教育専門領域以外の取得学生	特別支援教育専門領域の学生（希望者）	特別支援教育専門領域の学生（該当領域学生全員）	特別支援教育専門領域以外の学生（希望者）
1年次	**2月** オリエンテーション[1]					
2年次	**4月（上旬）** 健康診断を受診（学内）	**4月（上旬）** 教育実習登録説明会[2]				
	5月～翌年3月 7日間の介護等体験を実施[3]	**5月指定期日まで** 「教育実習Ｉ登録カード」を提出	**5月指定期日まで** 「教育実習Ⅱ登録カード」を提出		**5月指定期日まで** 「教育実習Ⅲ登録カード」を提出	

<table>
<tr><td rowspan="4">3
年
次</td><td rowspan="4"></td><td colspan="2">4月(上旬)
健康診断を受診（学内）</td><td></td><td>4月(上旬)
健康診断を受診（学内）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">教育実習Ⅰ事前指導（大学）
4月(中旬～下旬)
教育実習Ⅱ事前指導（大学）
4月中旬・7月下旬</td><td>5月指定期日まで
「教育実習Ⅱ登録カード」を提出</td><td>5月～9月のうち指定する日程
教育実習Ⅲ事前指導[4)]</td><td>7月指定期日まで
「教育実習Ⅲ登録カード」を提出</td></tr>
<tr><td>5月～7月
教育実習Ⅰ実施</td><td>主に9月（又は10月下旬～11月）
教育実習Ⅱ実施</td><td rowspan="2"></td><td>9月
教育実習Ⅲ実施[4)]</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>事後指導（大学）</td><td>事後指導（大学）</td><td>事後指導（大学）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">4
年
次</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>4月（上旬）
健康診断を受診（学内）</td><td rowspan="4"></td><td>4月（上旬）
健康診断を受診（学内）</td></tr>
<tr><td>教育実習Ⅱ事前指導（大学）
4月(中旬から下旬)</td><td>5月～11月のうち指定する日程
教育実習Ⅲ事前指導[4)]</td></tr>
<tr><td>主に9月（又は10月下旬～11月）
教育実習Ⅱ実施</td><td>12月
教育実習Ⅲ実施[4)]</td></tr>
<tr><td>事後指導（大学）</td><td>事後指導（大学）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">秋学期「教職実践演習」を履修</td></tr>
</table>

※教育実習（事前・事後指導を含む）の実施期間は変更される場合があります。
1）介護等体験を申し込み，配布される『介護等体験の手引』を熟読しておくこと。
2）配布される『教育実習の手引』を必ず入手し，熟読しておくこと（卒業するまで使用するので紛失に注意。）。
3）「介護等体験実施証明書」に証明してもらうこと。
4）主として附属特別支援学校で行います。人数が定員を超える場合は9月になる可能性もあります。

6　特例措置

特別な事情があり介護等体験，教育実習および教職実践演習の履修が困難と認められた場合には，履修を免除する特例措置が認められる場合があります。詳しくは，学務係に相談してください。ただし，特例措置が適用された場合には教育実習等が終了していても教員免許状の一括申請対象者とはなりません。

３．学校教員養成課程における学部教育科目

（１）課程共通科目

言語・文化・社会系教育コース，自然・生活系教育コース，芸術・身体・発達支援系教育コースの３コースの共通科目として，履修基準表に基づき，次に示す課程共通科目の授業科目を履修してください。

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単位数 必修	単位数 選択	修得単位数	
基礎演習科目	基礎演習	1	2		4	
	コンピューティング	1	2			
基盤教育科目	**「教育の基礎的理解に関する科目」**					
	教職入門	1	2			
	教育の思想と歴史	2～4	2			
	教育の心理学	2～4	2		１０以上	
	教育社会学 ｝注１	2～4	｝2	2		
	教育経営 ｝注１	2～4	｝2	2		
	特別支援教育総論	1	1			
	教育課程論	2～4	1			
	「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」					
	教育方法論	2～4	1			
	特別活動論	2～4	2			
	情報通信技術の活用	1	1		１０	
	道徳教育の理論と方法	1	2			
	生徒・進路指導論	2	2			
	教育相談の理論と方法	2	1			
	総合的な学習の時間の理論と実践	1	1			
	「教育実践に関する科目」					
	教育実習Ｉ事前指導・事後指導	3	1		7	
	教育実習Ｉ（小学校）	3	4			
	教職実践演習	4	2			６９以上
	「教科及び教科の指導法に関する科目」					
	小教専国語 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専社会科 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専算数 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専理科 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専生活科 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専家庭科 ｝注２	1	｝１０	2		
	小教専音楽	1	2			
	小教専図工	1	2			
	小教専体育	1	2			
	小教専英語	1	2		３８以上	
	初等教科教育法（国語）	2	2			
	初等教科教育法（社会）	2	2			
	初等教科教育法（数学）	2	2			
	初等教科教育法（理科）	2	2			
	初等教科教育法（英語）	2	2			
	初等教科教育法（生活）	2	2			
	初等教科教育法（音楽）	2	2			
	初等教科教育法（図画工作）	2	2			
	初等教科教育法（体育）	2	2			
	初等教科教育法（家庭）	2	2			

	「学校インターンシップ科目」					
	教育実地研究		1	2		
	スクールデー実践Ａ（教材研究）	注３	2	2	2	
	スクールデー実践Ｂ（初等教育フィールドワーク研究）	注３	2	2	2	
	スクールデー実践Ｃ（アシスタント・ティーチャー）	注３	2	2	2	
	学外活動・学外学習Ⅰ	注４	１～４		2	
	学外活動・学外学習Ⅱ（※）	注４	１～４		2	
	学外活動・学外学習Ⅲ（※）	注４	１～４		2	
	「その他の科目」					4以上
	生涯学習概論（※）	注５	２～４		2	
	野外教育実践	注６	３～４		2	
	初等家庭科実習	注６	３～４		1	
	初等教育フィールドワーク研究 3b，4a，4b	注６	３～４		1	
	「学修証明プログラム科目」					
	現代的な教育課題のアプローチ	注７	１～４		2	
	ICT による現代的な教育課題の解決	注７	２～４		2	
	インクルーシブ教育実践（理論編）	注７				
	インクルーシブ教育実践（実践編）	注７				

注１…２科目のうち１科目２単位以上を選択履修してください。２科目とも単位を修得した場合には，そのうちの１科目２単位を，中学校教諭１種免許状（主免許外）や高等学校教諭１種免許状を取得する時に必要な単位として算入することができます。

注２…国語，社会科，算数，理科，生活科，家庭科の６教科中５教科以上を選択履修してください。

注３…「スクールデー実践Ａ・Ｂ・Ｃ」の３科目のうち，１科目２単位を選択履修してください。ただし，「教育実地研究」の単位を修得していないと履修はできません。

注４…学外活動・学外学習の内容は教育ボランティア等です。「学外活動・学外学習Ⅱ」は全学教育科目の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を修得することはできません。

注５…令和７（2025）年度まで開講します。令和８（2026）年度以降は開講しません。

注６…小学校教員を希望する学生を対象とした科目です。電子シラバスを参照して受講してください。なお，これらの科目は増加単位扱いとなりますので注意してください。

注７…現代的教育課題についての学修証明プログラム科目（Ｐ．４７「（５）学修証明プログラム科目」参照）です。増加単位扱いとなりますので注意してください。

（※）は教員免許状取得に必要な単位として算入可能な科目です。中学校教諭１種免許状（主免許外）や高等学校教諭１種免許状を取得する時に算入することができます。

（２）中学校・特別支援学校実習科目

中学校実習科目

教科の専門領域（国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育の各専門領域）の学生は，中学校教諭１種免許状（各教科）の取得が必須です。「中学校実習科目」の必修３単位と所属する専門領域の「専門領域科目」の２８単位を合わせて，３１単位以上修得してください。高等学校教諭１種免許状や他教科の中学校１種または２種免許状を取得する際には，修得済みの「中学校実習科目」の単位を使用できますので，別途，教育実習を行う必要はありません。

日本語教育，教育学，心理学，特別支援教育の各専門領域の学生が，中学校教諭１種または２種免許状や，高等学校教諭１種免許状を取得する際には，「中学校実習科目」の必修３単位と取得したい教科の専門領域の「専門領域科目」等の必要単位を修得してください。なお，特別支援教育専門領域の学生は，４年次に履修することになります。

高等学校教諭１種免許状や他教科の中学校１種免許状を取得する際には，各教科の専門領域科目２８単位（高等学校１種免許状「地理歴史」，「公民」，「書道」は２４単位）以上が必要であり，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４～８単位）と合わせて３２単位以上修得する必要があります。

特別支援学校実習科目

特別支援教育専門領域の学生は，特別支援学校教諭１種免許状の取得が必須です。「特別支援学校実習科目」の必修３単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の２３単位を合わせて，２６単位以上修得してください。

他の領域の学生が，特別支援学校教諭１種または２種免許状を取得する際には，「特別支援学校実習科目」の必修３単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の必要単位を修得してください。なお，教科の専門領域の学生は，４年次に履修することになります。

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数		修得単位数
			必修	選択	
中学校実習科目	教育実習Ⅱ　事前指導・事後指導 教育実習Ⅱ（中学校）	3 3	1 2		3
特別支援学校実習科目	教育実習Ⅲ（事前指導・事後指導を含む）	3	3		3

（３）卒業研究関連科目

「課題研究（ゼミナール）」および「卒業研究」の詳細については，Ｐ.１６～１７を参照してください。

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単 位 数		修得単位数
			必修	選択	
卒業研究関連科目	課題研究Ａ，Ｂ，Ｃ（ゼミナール） 卒業研究	3 4	2 4		6

※日本語教育，教育学，心理学の各専門領域はＡを履修
国語，社会，英語，数学，理科，技術，家庭科，音楽，美術，保健体育の各専門領域はＢを履修
特別支援教育専門領域はＣを履修

（４）専門領域科目

１　言語・文化・社会系教育コース

国語専門領域

国語専門領域では，中学校教諭１種免許状「国語」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

中学校１種・２種「国語」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（国語Ⅰ）	2	2		2	
	中等教科教育法（国語Ⅱ）	2	2			2
	中等教科教育法（国語Ⅲ）	2	2			2
	中等教科教育法（国語Ⅳ）	2	2			2
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2		2	
	日本語史Ａ　※	2～4		2		2
	日本語史Ｂ　※	2～4		2		2
	日本語学演習	3～4		2		2
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠＡ　※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅠＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講読ⅡＡ　※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠＡ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡＡ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡＢ　※	2～4		2		2
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2		2
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2		2
漢文学	中国古典文学講読Ａ　※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講読Ｂ　※	2～4		2		2
	中国古典文学講義Ａ　※	2～4		2		2
	中国古典文学講義Ｂ　※	2～4		2		2
	中国古典文学演習	3～4		2		2
書道（書写を中心とする。）	書写実技	2	4		4	
	書法ⅠＡ　※	2～4		2		2
	書法ⅠＢ　※	2～4		2		2
	書法ⅡＡ　※	2～4		2		2
	書法ⅡＢ　※	2～4		2		2
	書道史　※	2～4		2		2
	書論・鑑賞　※	2～4		2		2
その他関連科目（◇）	国語教育演習Ⅰ	3		2		2
合　計			２８以上		１４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については，隔年開講です。

注…日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれか１科目２単位以上を選択必修科目として，必ず履修すること。また，国語専門領域の学生は，日本語学演習，日本文学演習Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学演習の４科目のうち開講される演習から１科目２単位以上を履修すること。

注…中学校教諭２種免許状「国語」の取得を希望する場合，日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれか１科目２単位以上を必ず履修すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「国語」を取得する場合には，専門領域科目から２８単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「国語」を取得する場合には，１４単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注…（◇）表中「その他関連科目」として，「国語教育演習Ⅰ」が開講されます。ただしこの科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

高等学校教諭１種免許状「国語」の免許を取得する者は，専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。高等学校教諭１種免許状「書道」の免許を取得する者は，専門領域科目から２４単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。いずれの高等学校教諭１種免許状を取得する場合も，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（国語４単位・書道８単位）と合わせて３２単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校１種「国語」「書道」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			高等学校1種「国語」		高等学校1種「書道」	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（国語Ⅰ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅱ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅲ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅳ）	2	2			
	中等教科教育法（書道Ⅰ）	2～4			2	
	中等教科教育法（書道Ⅱ）	2～4			2	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2			
	日本語史Ａ　※	2～4		2		
	日本語史Ｂ　※	2～4		2		
	日本語学演習	3～4		2		
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠＡ　※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅠＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講読ⅡＡ　※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠＡ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠＢ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡＡ　※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡＢ　※	2～4		2		2
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2		2
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2		2
漢文学	中国古典文学講読Ａ　※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講読Ｂ　※	2～4		2		2
	中国古典文学講義Ａ　※	2～4		2		2
	中国古典文学講義Ｂ　※	2～4		2		2
	中国古典文学演習	3～4		2		2
書道（書写を含む。）	書写実技	2			4	
	書法ⅠＡ　※	2～4				2
	書法ⅠＢ　※	2～4				2
	書法ⅡＡ　※	2～4				2
	書法ⅡＢ　※	2～4				2
書道史	書道史　※	2～4			2	
書論，鑑賞	書論・鑑賞　※	2～4			2	
合　計			２８以上		２４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目は，隔年開講です。

注…「国語」「書道」の免許を取得する者は，日本文学講読Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学講読は，それぞれいずれか１科目２単位以上を必ず履修すること。また，日本語学演習，日本文学演習Ⅰ・Ⅱ，および中国古典文学演習の４科目のうちから１科目２単位以上を履修すること。

注…いずれの高等学校教諭１種免許状を取得する場合も，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位または基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（国語４単位・書道８単位）と合わせて３２単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

社会専門領域

社会専門領域では，中学校教諭１種免許状「社会」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

中学校１種・２種「社会」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単位数 中学校１種 必修	中学校１種 選択	中学校２種 必修	中学校２種 選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（社会Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）	２～４		2		2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	２～４		2		2
日本史・外国史	日本史概論Ⅰ　※	２～４	2	2	2	2
	日本史概論Ⅱ　※	２～４		2		2
	世界史概論Ⅰ　※	２～４	2	2	2	2
	世界史概論Ⅱ　※	２～４		2		2
	考古学概論　※	２～４		2		2
	日本史史料講読 A, B　$	２～４		各２		各２
	世界史史料講読 A, B　$	２～４		各２		各２
	古文書実習	２～４		2		2
	日本史演習 A, B　$	２～４		各２		各２
	世界史演習 A, B　$	２～４		各２		各２
	日本史特論　#	２～４		2		2
	世界史特論　#	２～４		2		2
	社会科教育史演習 A, B　$	２～４		各２		各２
地理学（地誌を含む。）	人文地理学Ⅰ　※	２～４		2		2
	人文地理学Ⅱ　※	２～４		2		2
	人文地理学演習 A, B　$	２～４		各２		各２
	自然地理学	２～４		2		2
	地理学実習	２～４		2		2
	地域教材研究論演習 A, B $	２～４		各２		各２
	地誌学Ａ　※	２～４	2	2	2	2
	地誌学Ｂ　※	２～４		2		2
「法律学，政治学」	法学概論	１～４	2		2	
	国際法	２～４		2		2
	憲法　※	２～４		2		2
	法学演習 A, B　$	２～４		各２		各２
	国際学Ⅰ（政治学）　#	２～４		2		2
	国際学Ⅱ（国際関係論）　#	２～４		2		2
「社会学，経済学」	経済学概論	１～４	2		2	
	国際経済論	２～４		2		2
	経済学特論　※	２～４		2		2
	経済学演習 A, B　$	２～４		各２		各２
「哲学，倫理学，宗教学」	倫理学概論	１～４	2	2	2	2
	倫理学特論　※	２～４		2		2
	倫理学演習 A, B　$	２～４		各２		各２
	社会思想史演習 A, B　$	２～４		各２		各２
合　計			２８以上		１４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目は，隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目は，随時開講です。

注…「授業科目」に$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については，各担当教員の指示に従うこと。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「社会」を取得する場合には，「各教科の指導法に関する科目」から４科目８単位以上（すべての必修科目を含む。），「日本史及び外国史」，「地理学」，「法律学，政治学」，「社会学，経済学」，「哲学，倫理学，宗教学」から２０単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。），計２８単位以上修得し，さらに，専門領域科目の

余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「社会」を取得する場合には，１４単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭１種免許状「地理歴史」・「公民」を取得する者は，専門領域科目から２４単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得する必要があります。いずれの高等学校教諭１種免許状を取得する場合も，上記専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（８単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校１種「地理歴史」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ）	２～４	2	
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）	２～４	2	
日本史	日本史概論Ⅰ　※	２～４	2	2
	日本史概論Ⅱ　※	２～４		2
	日本史史料講読 A, B　$	２～４		各２
	日本史演習 A, B　$	２～４		各２
	日本史特論　#	２～４		2
	古文書実習	２～４		2
	考古学概論　※	２～４		2
外国史	世界史概論Ⅰ　※	２～４	2	2
	世界史概論Ⅱ　※	２～４		2
	世界史史料講読 A, B　$	２～４		各２
	世界史演習 A, B　$	２～４		各２
	世界史特論　#	２～４		2
	社会科教育史演習 A, B　$	２～４		各２
人文地理学・自然地理学	人文地理学Ⅰ　※	２～４	2	2
	人文地理学Ⅱ　※	２～４		2
	人文地理学演習 A, B　$	２～４	2	各２
	自然地理学	２～４		
	地理学実習	２～４		2
	地域教材研究論演習 A, B　$	２～４		各２
地誌	地誌学Ａ　※	２～４	2	2
	地誌学Ｂ　※	２～４		2
合　計			２４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については，隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については，随時開講です。

注…「授業科目」に$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については，各担当教員の指示に従うこと。

高等学校１種「公民」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）	２～４	2	
	中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	２～４	2	
「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	法学概論	２～４	2	
	国際法	２～４	2	
	憲法　※	２～４		2
	法学演習 A, B　$	２～４		各２
	国際学Ⅰ（政治学）#	２～４		2
	国際学Ⅱ（国際関係論）#	２～４		2
「社会学，経済学（国際経済を含む。）」	経済学概論	２～４	2	
	国際経済論	２～４	2	
	経済学特論　※	２～４		2
	経済学演習 A, B　$	２～４		各２
「哲学，倫理学，宗教学，心理学」	倫理学概論	２～４	2	2
	倫理学特論　※	２～４		2
	倫理学演習 A, B　$	２～４		各２
	社会思想史演習 A, B　$	２～４		各２
合　計			２４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については，隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については，随時開講です。

注…「授業科目」に$のマークのある「演習」科目の履修の順序等については，各担当教員の指示に従うこと。

注…教育職員免許法施行規則上，高等学校「公民」免許を取得する場合，必ずしも政治学分野の科目を履修する必要はない。ただし政治学分野の科目を履修したい場合には，「国際学Ⅰ（政治学）」と「国際学Ⅱ（国際関係論）」を併せて履修しなければならない。

英語専門領域

英語専門領域では，中学校教諭１種免許状「英語」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）修得してください。（他領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭第１種免許状「英語」を取得する者は，上記の計２８単位以上に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「英語」，高等学校１種「英語」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（英語Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅱ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅲ）	３～４	2			2
	中等教科教育法（英語Ⅳ）	３～４	2			2
英語学	英語学Ⅰ	２～４	2		2	
	英語学Ⅱ	２～４		2		2
	英語学Ⅲ	２～４	2		2	
	第二言語習得論	２～４		2		2
	英語学Ⅳ	２～４		2		2
	応用言語学	２～４		2		2
英語文学	英語文学論Ⅰ	２～４	2		2	
	英語文学論Ⅱ	２～４		2		2
英語コミュニケーション	English Communication Ⅰ	２～４	2		2	
	English Communication Ⅱ	２～４	2			2
	English Communication Ⅲ	２～４		2		2
	English Communication Ⅳ	２～４		2		2
異文化理解	英語圏文化論	２～４	2		2	
合　計			２８以上		１４以上	

注…他領域の学生が中学校教諭１種免許状「英語」を取得する場合には，「各教科の指導法に関する科目」から４科目８単位，「英語学」，「英語文学」，「英語コミュニケーション」，「異文化理解」からすべての必修科目および選択必修科目を含めて２０単位以上，計２８単位以上修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他領域の学生が中学校教諭２種免許状「英語」を取得する場合には，１４単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

2 自然・生活系教育コース

数学専門領域

数学専門領域では，中学校教諭１種免許状「数学」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭１種免許状「数学」を取得する者は，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」,「学外活動・学外学習Ⅱ」,「学外活動・学外学習Ⅲ」,「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「数学」，高等学校１種「数学」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（数学Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（数学Ⅱ）	３～４	2			2
	中等教科教育法（数学Ⅲ）	３～４	2			2
	中等教科教育法（数学Ⅳ）	4	2			2
代数学	代数学Ⅰ	2	2		2	
	代数学Ⅱ	2		2		2
	代数学Ⅲ	3		2		2
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2		2	
	幾何学Ⅱ	3		2		2
	幾何学Ⅲ	3		2		2
	数学演習	4		2		2
解析学	解析学Ⅰ	2	2		2	
	解析学Ⅱ	2		2		2
	解析学Ⅲ	3		2		2
「確率論，統計学」	確率・統計Ⅰ	3	2		2	
コンピュータ	コンピュータ概論Ⅰ	3	2		2	
合　計			２８以上		１２以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「数学」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」,「学外活動・学外学習Ⅱ」,「学外活動・学外学習Ⅲ」,「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「数学」を取得する場合には，１２単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

代数学Ⅰ，幾何学Ⅰ，解析学Ⅰの各科目の履修が各科目Ⅱ以降の履修開始条件です。

理科専門領域

理科専門領域では，中学校教諭１種免許状「理科」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭１種免許状「理科」を取得する者は，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「理科」，高等学校１種「理科」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（理科Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（理科Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（理科Ⅲ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（理科Ⅳ）	２～４	2			2
物理学	物理学概説Ⅰ　◆	1	1		1	
	物理学概説Ⅱ　◆	2	1		1	
	物理学概説Ⅲ　◆	2	1			1
	物理学特講Ⅰ	３～４		2		2
	物理学特講Ⅱ	３～４		2		2
	物理学総合演習	4		2		2
化学	化学概説Ⅰ　◆	1	1		1	
	化学概説Ⅱ　◆	2	1		1	
	化学概説Ⅲ　◆	2	1			1
	化学特講Ⅰ	３～４		2		2
	化学特講Ⅱ	３～４		2		2
	化学総合演習	4		2		2
生物学	生物学概説Ⅰ　◆	1	1		1	
	生物学概説Ⅱ　◆	2	1		1	
	生物学概説Ⅲ　◆	2	1			1
	生物学特講Ⅰ	３～４		2		2
	生物学特講Ⅱ	３～４		2		2
	生物学総合演習	4		2		2
地学	地学概説Ⅰ　◆	1	1		1	
	地学概説Ⅱ　◆	2	1		1	
	地学概説Ⅲ　◆	2	1			1
	地学特講Ⅰ	３～４		2		2
	地学特講Ⅱ	３～４		2		2
	地学総合演習	4		2		2
「物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験」	物理学実験Ⅰ　◆	2	1		1	
	物理学実験Ⅱ　◆	2	1			1
	化学実験Ⅰ　◆	2	1		1	
	化学実験Ⅱ　◆	2	1			1
	生物学実験Ⅰ　◆	2	1		1	
	生物学実験Ⅱ　◆	2	1			1
	地学実験Ⅰ　◆	2	1		1	
	地学実験Ⅱ　◆	2	1			1
その他関連科目（◇）	理科教育特講Ⅰ　＃	３～４		2		2
	理科教育特講Ⅱ　＃	３～４		2		2
	理科教育総合演習	4		2		2
合　計			２８以上		１４以上	

注…「授業科目」に＃のマークのある科目については，随時開講です。
注…（◇）「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。
注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「理科」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学

外活動・学外学習Ⅱ」,「学外活動・学外学習Ⅲ」,「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「理科」を取得する場合には，１４単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に，◆を付した各科目を履修しておくこと。

技術専門領域

技術専門領域では，中学校教諭１種免許状「技術」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

中学校１種・２種「技術」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（技術Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（技術Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅲ）	３～４	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅳ）	３～４	2			2
材料加工（実習を含む。）	木材加工学及び実習Ⅰ　◆	２～４	2		2	
	木材加工学及び実習Ⅱ	３～４		1		1
	木材材料学	３～４		2		2
	木材加工学演習	3		2		2
	金属加工学及び実習　◆	２～４	2		2	
機械・電気（実習を含む。）	機械通論及び実習	３～４	2		2	
	機械基礎	３～４		2		2
	機械基礎演習	3		2		2
	基礎電気学及び実習　◆	２～４	2		2	
	電気基礎	３～４		2		2
	電気基礎演習	3		2		2
生物育成	栽培学及び実習　◆	２～４	2		2	
情報とコンピュータ	情報基礎及び実習	２～３	1		1	
合　計			２８以上		１３以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「技術」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「技術」を取得する場合には，１３単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に◆を付した科目の単位を修得していることが望ましい。

家庭科専門領域

家庭科専門領域では，中学校教諭１種免許状「家庭」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭１種免許状「家庭」を取得する者は，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「家庭」，高等学校１種「家庭」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（家庭Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（家庭Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（家庭Ⅲ）	２～４	2		2	2
	中等教科教育法（家庭Ⅳ）	３～４	2			2
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		2	
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	3	2			2
	消費生活論	３～４		2		2
被服学（被服実習を含む。）	被服学	3	2		2	
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	被服造形学及び実習Ⅱ	2	1			1
	衣生活学演習	３～４		2		2
食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		2	
	食品・栄養学Ⅱ	2	2			2
	調理学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	調理学及び実習Ⅱ	2	1			1
	調理学及び実習Ⅲ	３～４		2		2
	食物学実験　※	３～４		2		2
住居学	住居学Ⅰ	2	1		1	
	住居学Ⅱ	2	1			1
	住居学演習	３～４		2		2
保育学	保育学Ⅰ	2	1		1	
	保育学Ⅱ	2	1			1
	児童学	３～４		2		2
合　計			２８以上		１４以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については，隔年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「家庭」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「家庭」を取得する場合には１４単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

３ 芸術・身体・発達支援系教育コース

音楽専門領域

音楽専門領域では，中学校教諭１種免許状「音楽」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭１種免許状「音楽」を取得する者は，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「音楽」，高等学校１種「音楽」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（音楽Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（音楽Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（音楽Ⅲ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（音楽Ⅳ）	２～４	2			2
ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2		2	
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声　楽Ⅰ	2	2			2
	声　楽Ⅱ	2		2		2
	声楽演習Ⅰ	3		2		2
	声楽演習Ⅱ	3		2		2
	合　唱Ⅰa	２～４	1		1	
	合　唱Ⅰb	２～４	1			1
	合唱演習Ⅰ	３～４		2		2
	合唱演習Ⅱ	３～４		2		2
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	ピアノⅠ	2	2			2
	ピアノⅡ	2		2		2
	ピアノ演習Ⅰ	3		2		2
	ピアノ演習Ⅱ	3		2		2
	器楽合奏Ⅰ（管弦打等）	２～４	2			2
	器楽合奏Ⅱ（和楽器）	２～４	2		2	
指揮法	指揮法	3	2		2	
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2	2		2	
	作曲法Ⅰ	3	2		2	
	作曲法Ⅱ	4		2		2
	音楽史概説Ⅰ	2	2		2	
	音楽史概説Ⅱ	２～４		2		2
その他関連科目（◇）	合唱指導法Ⅰ	3		2		2
	合唱指導法Ⅱ	3		2		2
	合唱マネジメント演習Ⅰ	4		2		2
	合唱マネジメント演習Ⅱ	4		2		2
合　計			２８以上		１５以上	

注…（◇）「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「音楽」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「音楽」を取得する場合には，１５単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

美術専門領域

美術専門領域では，中学校教諭１種免許状「美術」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

中学校１種・２種「美術」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数			
			中学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（美術Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（美術Ⅲ）	３～４	2			2
	中等教科教育法（美術Ⅳ）	３～４	2			2
絵画(映像メディア表現を含む。)	絵画実技Ⅰ	1	1		1	
	絵画実技Ⅱ	2	1		1	
	絵画実技Ⅲ	3		2		2
	絵画実技Ⅳ	3		2		2
彫刻	彫刻実技Ⅰ	2	1		1	
	彫刻実技Ⅱ	2	1		1	
	彫刻実技Ⅲ	3		2		2
	彫刻実技Ⅳ	3		2		2
デザイン(映像メディア表現を含む。)	構成デザイン実技Ⅰ	2	1		1	
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1		1	
	構成デザイン実技Ⅲ	3		2		2
	デザイン概論	3		2		2
工芸	構成工芸実技Ⅰ	2	1		1	
	構成工芸実技Ⅱ	3		1		1
	造形図学Ⅰ	1	2		2	
	造形図学Ⅱ	2		2		2
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	２～４	2		2	
	美術史	２～４	2		2	
	美術鑑賞	3		2		2
	美術史実地指導　#	3		2		2
合　計			２８以上		１５以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目は，随時開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「美術」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「美術」を取得する場合には，１５単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭１種免許状「美術」を取得する者は，専門領域科目から２４単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）修得してください。さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（８単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校１種「美術」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単　位　数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ）	２～４	2	
	中等教科教育法（美術Ⅱ）	２～４	2	
	中等教科教育法（美術Ⅲ）	３～４	2	
	中等教科教育法（美術Ⅳ）	３～４	2	
絵画(映像メディア表現を含む。)	絵画実技Ⅰ	１～２	1	
	絵画実技Ⅱ	2	1	
	絵画実技Ⅲ	3		2
	絵画実技Ⅳ	3		2
彫刻	彫刻実技Ⅰ	2	1	
	彫刻実技Ⅱ	2	1	
	彫刻実技Ⅲ	3		2
	彫刻実技Ⅳ	3		2
デザイン(映像メディア表現を含む。)	構成デザイン実技Ⅰ	2	1	
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1	
	構成デザイン実技Ⅲ	3		2
	デザイン概論	3		2
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	２～４	2	
	美術史	２～４	2	
	美術鑑賞	3		2
	美術史実地指導　#	3		2
合　計			２４以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目は，随時開講です。

注…高等学校１種「美術」の科目区分には「工芸」は含まれないので注意すること。

注…他の専門領域の学生が高校教諭１種免許状「美術」を取得する場合には，２４単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（８単位）と合わせて３２単位以上を修得すること

保健体育専門領域

保健体育専門領域では，中学校教諭１種免許状「保健体育」の取得が必須です。専門領域科目から２８単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は，表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭１種免許状「保健体育」を取得する者は，上記の専門領域科目に加え，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校１種・２種「保健体育」，高等学校１種「保健体育」

授業科目区分	授　業　科　目	履修年次	単位数			
			中学校１種 高等学校１種		中学校２種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（保健体育Ⅰ）	２～４	2		2	
	中等教科教育法（保健体育Ⅱ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（保健体育Ⅲ）	２～４	2			2
	中等教科教育法（保健体育Ⅳ）	２～４	2			2
体育実技	器械運動（実習）	3	1		1	
	陸上競技（実習）	1	1		1	
	ダンス（実習）	2	1		1	
	バレーボール（実習）	3	1	1		1
	バスケットボール（実習）	2		1		1
	ソフトボール（実習）	3		1		1
	テニス（実習）	3		1		1
	柔道（実習）	2	1	1		1
	剣道（実習）	2		1		1
	水泳（実習）	2	1	1		1
	野外活動・スキー（実習）	3		1		1
「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育心理学	2	2	2	2	2
	体育社会学	2		2		2
	運動方法学	2	2		2	
	体力科学	2		2		2
	バイオメカニクス	3		2		2
	トレーニング論	2		2		2
生理学（運動生理学を含む。）	運動生理学	2	2		2	
	栄養学	2		2		2
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	3	2		2	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健･小児保健(精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)	2	2		2	
	安全教育・救急処置　※1	3		2		2
	健康教育　※2	3		2		2
	健康管理学	3		2		2
	健康社会学	3		2		2
合　計			２８以上		１５以上	

注…「授業科目」に※1のマークのある科目は，偶数年開講です。

注…「授業科目」に※2のマークのある科目は，奇数年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭１種免許状「保健体育」を取得する場合には，２８単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し，さらに，専門領域科目の余剰単位，基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要１０単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」，「学外活動・学外学習Ⅱ」，「学外活動・学外学習Ⅲ」，「生涯学習概論」（４単位）と合わせて３２単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭２種免許状「保健体育」を取得する場合には，１５単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

特別支援教育専門領域

特別支援教育領域では，次の表の教員免許状取得上必修とされている授業科目を含め，所定の単位を修得しなければなりません。本領域で取得できる免許の領域は以下の通りです。

一種：知的障害者に関する領域，肢体不自由者に関する領域，病弱者に関する領域

二種：知的障害者に関する領域，肢体不自由者に関する領域

※特別支援教育専門領域の学生は、副免許として「聴覚障害者に関する領域」を主免許に追加することができます。

※特別支援教育専門領域以外の学生は、副免許として「聴覚障害者に関する領域」を追加することはできません。

【特別支援教育専門領域の学生】

授業科目区分		授　業　科　目	履修年次	主免許（一種）知・肢・病		主免許＋副免許（一種）知・肢・病・聴	
				必修	選択	必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	1～4	2		2	
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	2～4	2		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	2～4	2		2	
		神経・精神医学概論	2～4	2		2	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育	1～4	2		2	
		肢体不自由児の教育	2～4	2		2	
		病弱児指導論	2～4	2		2	
	その他	特別支援教育演習	2	2		2	
		特別支援教育特講	2	2		2	
		自立活動	2～4		2		2
	「聴覚障害者に関する領域」の科目	聴覚障害児の心理・生理・病理[注4]	2～4		2	2	
		聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援[注4]	2～4		2	2	
		聴覚障害者の支援[注4]	2～4		2	2	
		聴覚障害児の教育[注4]	2～4		2	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	視覚障害児の指導	2～4	1		1	
		聴覚障害児の指導	2～4	1			1
		LD 児等の指導	2～4	1		1	
		重複障害・病弱児の指導[注5]	2～4		1*		
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	ASD 児等の指導	2～4	1		1	
		重複障害児の指導[注5]	2～4		2* *選択必修	2	
合　　計				23以上		31以上	

注1…「特別支援教育演習」，「特別支援教育特講」は，特別支援教育専門領域の学生のみが履修できます。

注2…特別支援学校での教育実習を履修するためには，「特別支援教育概論」，「知的障害児の教育」，「知的障害児の心理・生理・病理」，「肢体不自由児の教育」，「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から，３科目以上の単位を修得していることが望ましい。

注３…特別支援教育専門領域の専門領域科目のうち，「特別支援教育概論」，「知的障害児の教育」については１年次から履修することができます。

注４…「聴覚障害児の心理・生理・病理」「聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援」「聴覚障害者の支援」「聴覚障害児の教育」は集中で隔年開講される科目もあるため，開講年度には優先的に履修すること。

注５…「重複障害・病弱児の指導」と「重複障害児の指導」はいずれか１科目のみを履修すること。両方の科目の履修は認められません。

【特別支援教育専門領域以外の学生】

授業科目区分		授　業　科　目	履修年次	副免許（一種）知・肢・病		副免許（二種）知・肢	
				必修	選択	必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	１～４	2		2	
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理・生理・病理	２～４	2		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	２～４	2		2	
		神経・精神医学概論	２～４	2			2
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育	１～４	2		2	
		肢体不自由児の教育	２～４	2		2	
		病弱児指導論	２～４	2			2
	その他	聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援[注4]	２～４		2		2
		聴覚障害者の支援[注4]	２～４		2		2
		自立活動	２～４		2		2
		聴覚障害児の心理・生理・病理[注4]	２～４		2		2
		聴覚障害児の教育[注4]	２～４		2		2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	視覚障害児の指導	２～４	1		1	
		聴覚障害児の指導	２～４	1		1	
		LD 児等の指導	２～４	1		1	
		重複障害・病弱児の指導	２～４	1		1	
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	ASD 児等の指導	２～４	1			1
合　　計				２３以上		１４以上	

注６…特別支援教育専門領域以外の学生が，特別支援学校教諭一種免許状あるいは二種免許状の取得を希望する場合は，副免許状の必修とされた授業科目をすべて履修し，選択科目についても可能な範囲で履修することが望ましい。履修に当たっては必ず講座で実施する副免許履修者のためのオリエンテーションに参加してください。